

くらしの安心情報

情報ファイル NO.124

平成 24 年 11 月 9 日

業者に案内されて近所の家に行ったところ、高額な商品を勧められた。断り帰ろうとすると、業者が景品と商品を持って自宅まで訪ねて来たので契約してしまった。解約したいのですが…

相談内容

【相談者 70代 女性】

突然、自宅に訪問してきた業者に案内されて近所の家に行ったところ、次々に日用品が無料で配られた後、勝手に「温熱治療器」を膝の上に置かれ、価格は30万円だと告げられました。購入を断って帰ろうとすると、後から業者が景品と商品を持って自宅まで訪ねて来て購入を強く勧めるので、断りきれず契約してしまいました。高額なうえに必要なので解約したいのですが…

対処方法

これは、民家等の一室を借りて、安売りや宣伝を名目に人を集め、日用品等を無料で配るなどして雰囲気盛り上げ、最終的には高額な商品を購入させる「催眠商法」といわれる手口に関連するものです。高齢者の健康不安につけ込んで、健康器具類、健康食品、布団類などを契約させられることが多いようです。

相談者には、この商法は「訪問販売」にあたり、クーリング・オフ（契約書面を受け取った日から一定期間は無条件で解約できる制度。「訪問販売」は8日間）ができるので、書面で通知するよう助言しました。

- ・クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題がある場合は解約できる可能性があります。
- ・トラブルに巻き込まれないためには、「無料・安い」といったセールストークには落とし穴があるということを日頃から認識しておくことが大切です。
- ・万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は…

TEL : 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890